



新規受託項目

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
この度、下記項目につきまして、検査の受託を開始いたしますのでご案内申し上げます。

謹白

記

● 項目名

● 25-ヒドロキシビタミンD/ECLIA (25OHVD/ECLIA)

(検査項目コードNo. 13125)

受託開始日 2018年11月1日(木) 受付分より

ビタミンDは植物由来のビタミンD₂と動物由来のビタミンD₃とがあり、いずれも微量・必須の栄養素です。これらは肝臓において25位が水酸化され、25-OHビタミンD₂および25-OHビタミンD₃として貯えられた後、一部が腎臓の尿細管で1位の水酸化された活性型ビタミンDとなり、生理活性を示します。

25-OHビタミンD₂と25-OHビタミンD₃はビタミンDの安定的な代謝産物として血中に存在し、その総濃度はビタミンDの充足状態を反映することが知られています。

ビタミンDが欠乏することで、小児におけるくる病、低カルシウム血症、成人における骨軟化症、骨粗鬆症に併発する骨軟化症が引き起こされます。また、ビタミンDの欠乏は副甲状腺ホルモンの分泌亢進等により骨粗鬆症患者の骨折リスクを高めることが知られています。

本検査(ECLIA法)は、保険診療においては原発性骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に用いる検査と位置づけられています。

裏面に続きます

受託要領

検査項目コードNo.	13125
検査項目名	25OHVD/ECLIA
統一コード	3G065-0000-023-053
検体必要量	血清 0.5mL
容器	1 → S-1
検体の保存方法	凍結
所要日数	3～5
検査方法	ECLIA法
基準値	なし
単位	ng/mL
報告範囲	3.0未満～200.0以上
報告桁数	小数第1位
検査実施料 / 判断料	117点/144点(生化学的検査(I)) ----- 原発性骨粗鬆症の患者に対して、ECLIA法により測定した場合にのみ算定できる。ただし、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回に限り算定する。
備考	《参考》ビタミンD不足・欠乏の判定指針 ビタミンD充足状態：30.0ng/mL以上 ビタミンD不足：20.0ng/mL以上 30.0ng/mL未満 ビタミンD欠乏：20.0ng/mL未満

【検査方法の参考文献】

Batista MC, et al.: Clin Chem Lab Med. 2018.

診療報酬算定に関する留意点

- 本検査(ECLIA法)の診療報酬算定の対象は、上記のように「原発性骨粗鬆症」です。
- 弊社の既存受託項目(CLIA法：400点)は「ビタミンD欠乏性くる病、ビタミンD欠乏性骨軟化症」が算定対象であり、対象疾患と検査実施料が異なりますので、ご注意ください。

基準値に関して

25-OHビタミンDは、性別・年齢・食生活・日照環境・季節・活動時間帯・出身地(生活地)等、種々の要因により変動するため、基準値を取得する母集団の選択が非常に困難となります。無作為に選択された母集団での基準値をもって判断することが出来ないため、基準値の設定を行っておりません。

なお、「ビタミンD不足・欠乏の判定指針(策定：厚生労働省難治性疾患克服研究事業ホルモン受容機構異常に関する調査研究班、日本骨代謝学会、日本内分泌学会)」において、次の数値が示されています。

《血清25-OHビタミンD濃度》

ビタミンD充足状態：30.0ng/mL以上
 ビタミンD不足：20.0ng/mL以上 30.0ng/mL未満
 ビタミンD欠乏：20.0ng/mL未満